

名護湾沿岸基本計画策定業務

仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、名護市が発注する「名護湾沿岸基本計画策定業務」に適用する。

(業務名)

第2条 業務名は「名護湾沿岸基本計画策定業務」とする。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、契約締結日～令和3年3月19日(金)とする。

(業務の目的)

第4条 本業務は、令和元年度に策定した名護湾沿岸基本構想(以下「基本構想」という。)においてゾーニングされた21世紀の森公園周辺エリア及び名護漁港周辺エリア(以下「対象エリア」という。)について、基本構想に示された方向性を基本とした具体的なゾーン別の基本計画となる「名護湾沿岸基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定することを目的とする。

(法令等の遵守)

第5条 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

- (1) 契約書
- (2) 名護湾沿岸基本構想
- (3) 名護市の条例、規則等
- (4) その他関係法令

(書類の提出)

第6条 本業務の履行にあたっては、受託者は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時 : 着手届、工程表、業務計画書、管理技術者通知書
- (2) 完了時 : 完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品

(協議及び協議解決)

第7条 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打ち合わせを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、名護市と協議するものとする。

(業務計画)

第8条 受託者は、あらかじめ業務に必要な業務計画書を作成し、名護市と協議しなければならない。

(成果品の検査)

第9条 受託者は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとする。

(受託者の責務)

第10条 受託者は、当該業務を履行するにあたり、第4条の業務目的及び次の各号に掲げる事を遵守するものとする。なお、調査にあたっては最新のデータを活用し、必要に応じて複数年のデータを用いるものとする。

- (1) 受託者は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た事項について、非公開とするべきものについては、非公開を厳守し、また名護市の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。
- (3) 本業務中に、地元住民や権利者等から業務に関して、異議があった場合、速やかに名護市と協議しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり技術上の管理を行う管理技術者を定め、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (5) 受託者は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその他関係者に対して、常に密な連絡を取ると共に十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。
- (6) 受託者は契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

第2章 業務内容

(業務内容)

第11条 業務内容は、概ね次のとおりとするが、受託者の提案内容に基づき、名護市と受託者との協議により業務内容を決定する。

(1) 前提条件の整理

- ① 基本構想における対象エリア及び玄関口エリアの位置づけ等の整理
- ② 名護市の上位関連計画における対象エリアの位置づけ等の整理
- ③ 対象エリアに関連する法令及び規制等の整理
- ④ その他必要な事項

(2) 対象エリアの現況の整理

- ① 対象エリアの土地利用状況の整理
- ② 対象エリア内の機能・施設等の現況及び利用状況の整理
- ③ 対象エリア近隣の交通量実態調査（現状及び名護東道路開通後の予測及び分析）の実施
- ④ その他必要な事項

(3) 対象エリアの利活用の検討

- ① 対象エリアにおける必要機能・施設等の規模の検討
- ② 事業化にあたっての課題の整理及び解決策の検討
- ③ その他必要な事項

(4) 対象エリアの利用者及び関係団体等への調査

- ① 対象エリアの利用者及び関係団体等へのヒアリング調査等の実施
- ② その他必要な事項

(5) 事例調査及び現地調査

次に掲げる国内の先進事例の調査（現地調査を含む。）を1回以上行う。
現地調査は、受託業者2名の他、基本計画検討委員会の委員2名を同行させることとし、それに係る費用（日当等含む。）は本委託業務に含まれることとする。

- ① 都市公園における官民連携等類似事例調査
- ② 漁港沿岸部における官民連携等類似事例調査

(6) 公募型サウンディング調査の実施

市内外の民間事業者に対し、対象エリアへの参入意向の確認及び活用形態について公募型サウンディング調査を実施する。

(7) 基本計画素案の作成

- ① 土地利用整備イメージの検討
 - ア 機能・規模の検討
 - イ 概算事業費の検討
- ② 事業化に向けた整備手法の検討
 - ア 土地利用に関する手法の検討

- イ 官民連携に関する方向性の検討（PPP/PFI、Park-PFI 等）
 - ③ 土地利用整備計画図の策定
 - ア 全体及びゾーン別のコンセプト等のとりまとめ
 - イ 全体及びゾーン別の土地利用整備計画図及びイメージ図の作成
 - ④ ロードマップの作成
 - ア 事業化に向けた具体的スケジュールとしてのロードマップ作成
 - イ 詳細な事業スケジュールとしての短・中・長期ごとの年次詳細計画の作成
 - ⑤ その他必要な事項
- (8) 各種会議の運営支援
- 基本計画検討委員会（3回開催予定）、作業部会（2部会、それぞれ3回開催予定）及び庁内における部長会（4回開催予定）の会議への出席・説明、会議資料・会議録等の作成等の運営支援を行う。なお、会議の開催回数については増減する場合がある。
- (9) 住民合意形成に向けた支援
- 区長会等に対する説明会等を開催する。
- (10) 基本計画策定全般に係る支援
- 計画策定に関するスケジュールの進捗管理のほか、名護市の要請に基づいた資料作成、アドバイス等全般的な支援を行うこと。
- (留意事項)

第12条 受託者は、第11条各項に記載した各業務内容を適切かつ円滑に実施するために、基本計画の策定に向けた協議・調整を始め、関係各課や関係機関、地元と十分な協議・調整等を行うものとする。

第3章 成果品

(納入成果品)

第13条 本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 業務完了報告書：100部、概要版80部
- (2) 上記成果物に係る電子媒体（PDF及びWord形式）
- (3) 各種引用データ、集計データ等の成果物
- (4) 打合せ記録簿
- (5) 上記ドキュメントを保存したCD又はDVD
- (6) その他名護市が指示する資料等

(納品方法)

第14条 契約期間内に、第13条納入成果品に定める成果品を提出すること。

第4章 その他

(その他留意事項)

第15条 第1章から第3章に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。

(1) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。

(2) 当委託業務に係る全ての成果物の著作権(著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む。)は、名護市に帰属するものとする。

受託者は、当業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、受託者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。

(3) 受託者は、本委託業務の遂行にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限にとどめるよう感染防止措置等を提案し、本委託業務を継続して確実に実施できるよう努めること。

(4) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、その都度、名護市と協議の上、その指示に従い業務を進めること。

令和2年度 名護湾沿岸基本計画策定業務
業務フロー例

【令和2年度】

